

川崎市立高津中学校 生徒会議事規則

第1章 議長団及び議長の選出

第1条 議長団は会員中より選ばれ、半期とする。

第2条 議長は生徒協議会出席者の推薦・投票とする。

第2章 議長及び副議長の任務

第3条 議長は

- 1 特別の理由のない限り、必ず会議に出席する。
- 2 発言を求める代議員・各委員長・会長には、その機会を与え、全ての動議を正確に伝えなければならない。
- 3 全ての議事はそれぞれ完全に解決するまで議事過程から除いてはならない。
- 4 議長は任務遂行中は討議に参加できない。議事進行は公平中立でなければならない。
- 5 議事表決は賛否同数のときは議長が決定する。

第3章 発言・動議

第4条 生徒協議会出席者は議題に関し、何事によらず発言できる。

第5条 動議が提出され、賛成者があつたとき、議長はこれを議題としなければならない。ただし、緊急のときまたは簡単な事項はこの限りではない。

第4章 討論

第6条 討論にあたり議長は賛成者に発言させ次に反対者に発言させる。

第7条 議長は討論終了後直ちに採決に移り、これを決定する。

第5章 修正

第8条 同一の議題に対して2つ以上の修正案が提出された場合は、議長は裁決の順序を決定できる。

第9条 修正案がすべて否決された場合は、原案について採決する。

第6章 表決

第10条 議長が表決するときは賛成するものを挙手させる。その結果が疑わしいと認められる場合または判断困難な場合は無記名投票により採決する。

第7章 会議進行法

- | | |
|------------|-----|
| 1 議題点呼 | 書記 |
| 2 開会 | 副議長 |
| 3 議題の確認 | 議長 |
| 4 議事審議及び討議 | |
| 5 表決 | 議長 |
| 6 会議録確認 | 書記 |
| 7 閉会 | 副議長 |

第7章 傍聴

第11条 会員中の希望者は会議を傍聴できる。ただし発言権はなく、会議の進行中妨害をなすものは議長はこれに退場を命ずることができる。